

北海道公立高校生等奨学給付金（奨学のための給付金） を受給された方へ

奨学給付金を受給された方のうち、生活保護を受給されている方については給付金の活用方法が次のような場合は、生活保護における収入認定から除外されることとなります。

収入認定除外の対象となる経費の例

に就労や早期の保護脱却に資する経費	・自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く。） ・就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。） ・就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用 ・国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金	
学校外活動費	学習塾（家庭教師費用を含む。） ・入学金 ・授業料・講習会費 ・教材費 ・模擬試験代 ・通塾のための交通費など	
学校教育費	私立高校における授業料の不足分 修学旅行費 クラブ活動費	・高等学校等就学支援金及び都道府県の授業料軽減補助制度を活用しても不足する経費 ・修学旅行費 ・修学旅行積立金（積立の目的確認ができるように管理をする必要があります。） ・生活保護制度の学習支援費を活用しても不足する分

具体的な給付金の活用方法については、担当の社会福祉事務所等と十分に相談していただきますようお願いします。

【道内の生活保護の相談先】

こちらに各市の福祉事務所、北海道の各振興局及び各総合振興局の連絡先が記載されています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/hog/a0005.html>